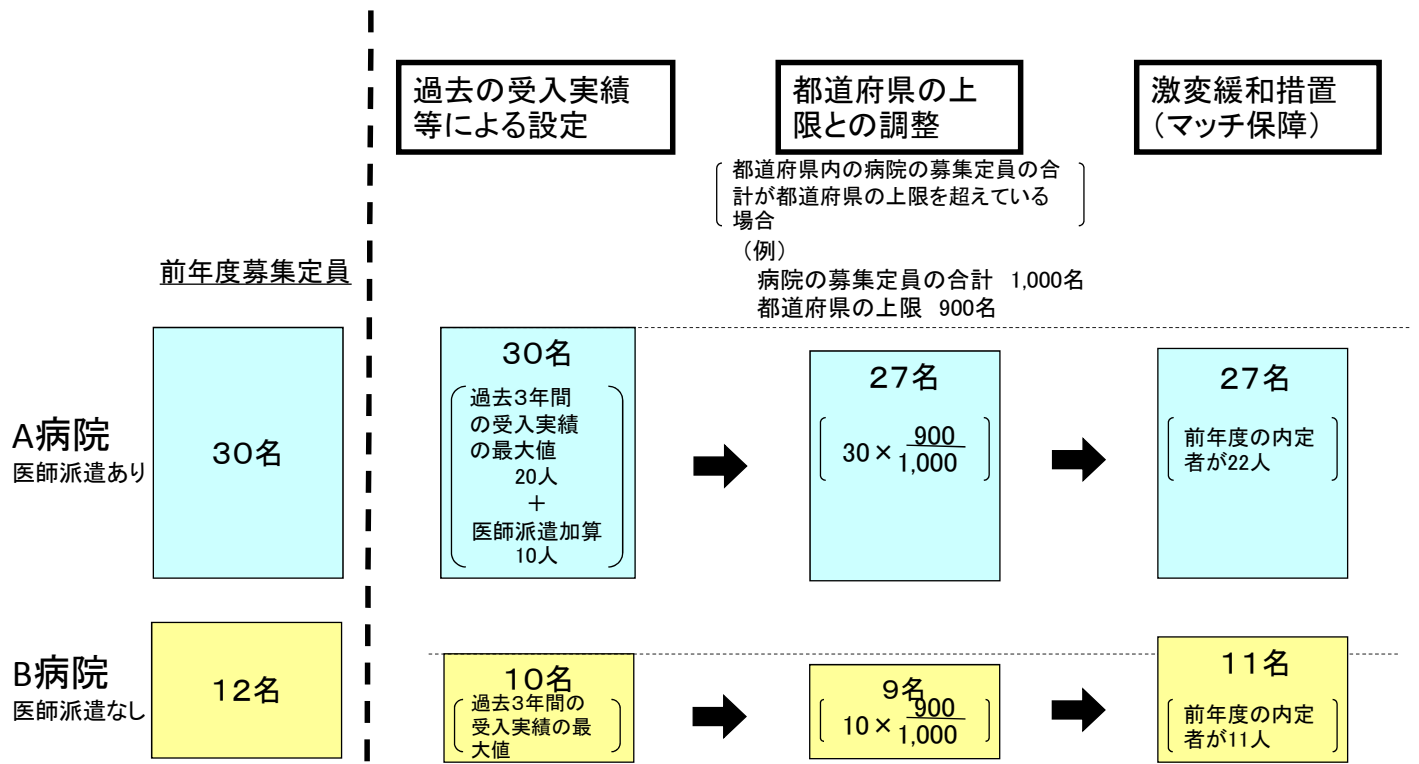


# 各研修病院の募集定員設定方法(平成26年度研修まで)



【都道府県の調整】 都道府県別の募集定員の上限の範囲内で、各病院の募集定員を調整することができる。  
 【激変緩和措置】 募集定員が前年度の内地定者数を下回らないようにする。(平成26年3月31日まで)

# 各研修病院の募集定員設定方法(平成27年度研修より)

